

(目的)

第1 この告示は、高まる保育等のニーズを踏まえ、保育士等の資格を有する人材の情報を登録する制度（以下「保育士等人材バンク」という。）を設置し、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）での就労希望者に対して必要な情報を提供すること等により、保育所等で就労する人材の確保を図ることを目的とする。

(登録の対象者)

第2 保育士等人材バンクに登録する者は、次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 保育士
- (2) 幼稚園教諭

(登録の申請)

第3 保育士等人材バンクに登録を希望する者は、保育士等人材バンク登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(保育士等人材バンクへの登録)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、提出された書類を審査の上、適当と認めたときは、保育士等人材バンクに登録するものとする。

2 前項の規定により情報を登録された者（以下「登録者」という。）の情報の登録期間は、登録した日の属する年度の翌年度の末日までとし、以後2年度ごとに登録の更新をするものとする。

(情報の提供等)

第5 市長は、登録者に対し、保育所等での就労に関し必要と思われる情報の提供を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、登録者を対象とした研修会、保育所等の説明会、見学会等を実施するものとする。

(登録事項の変更)

第6 登録者は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに保育士等人材バンク登録変更届出書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

(登録の解除)

第7 登録者は、保育士等人材バンクへの登録の解除を希望するときは、保育士等人材バンク登録解除届（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、速やかに保育士等人材バンクから当該情報を抹消しなければならない。

(個人情報保護)

第8 市長は、保育士等人材バンクに登録された個人情報について適切に保護されるよう最善の注意を払わなければならない。

(庶務)

第9 保育士等人材バンクに関する庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

一関市長 様

住所

氏名

印

保育士等人材バンク登録申請書

一関市保育士等人材バンク設置要綱第3の規定により、保育士等人材バンクへの情報の登録を申請します。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日(歳)
住所	〒 (電話)		
連絡先	(電話)		
所有資格	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭		
保育施設 等での 職務経歴		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
就職希望 の時期	年 月頃		
希望する 就業形態	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト (希望勤務日・勤務時間)		
備考	※上記以外の希望等があれば記入してください。		

年 月 日

一関市長 様

住所

氏名

印

保育士等人材バンク登録変更届出書

次のとおり変更しましたので届出します。

住 所	〒 (電話)
連 絡 先	(電話)
所 有 資 格	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭
就職希望の 時 期	年 月頃
希 望 する 就 業 形 態	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト (希望勤務日・勤務時間)
そ の 他	

様式第3号（第7関係）

年 月 日

一関市長 様

住所

氏名

印

保育士等人材バンク登録解除届

一関市保育士等人材バンク設置要綱第7の規定により、情報の登録を解除願います。